

営業所の構造設備の概要等				
施設 (営業所)	名称			
	電話番号		FAX番号	
営業所(事務室及び保管設備)の平面図		<input type="checkbox"/> 別紙のとおり <input type="checkbox"/> 薬局又は店舗と同じ (年 月 日申請(届出)図面に同じ)		
営業所の面積		m ²	保管設備の面積	m ²
特例の適用	ただし書適用の業態	<input type="checkbox"/> 小規模卸 <input type="checkbox"/> 特定品目卸 <input type="checkbox"/> サンプル卸		
	1ヶ月当たり販売額			
	1ヶ月当たり在庫額			
	医薬品の販売品目数			
	他の保管設備の利用	<input type="checkbox"/> 有(所在地:) <input type="checkbox"/> 無		
	利用有の場合は、その理由及び医薬品の保管管理に係る詳細			
冷暗貯蔵医薬品の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	毒薬の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
医療用医薬品の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	要指導医薬品・第1類医薬品の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
放射性医薬品の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	麻薬の取扱	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
管理者の兼務	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	医薬品の分割販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注意事項)

事務室及び保管設備の平面図を添付すること。(既に同一のものが提出されている場合は、省略可。)

- (1) 営業所の面積は、原則としておおむね100㎡以上であること。ただし、特例の適用を受ける場合の営業所面積は、おおむね13.2㎡以上であること。
- (2) 保管設備は、原則として事務室に隣接するものであること。ただし、やむを得ず事務室から離れた場所に設置する場合は、営業所としての機能的一体性を損なわず、かつ、管理者の実務遂行に支障がないと認められる場合に限ること。
- (3) 小規模卸にあつては、原則として、医薬品の1カ月平均の販売額が、おおむね3千万円以下であり、かつ、在庫額が3千万円以下であること。
- (4) 特定品目卸にあつては、次のア～クに該当する医薬品を取り扱うものであること。
 - ア 製造専用医薬品
 - イ 化学製品等の製造原料である重曹、ブドウ糖、乳糖等の医薬品
 - ウ ワクチン、血液製剤等の生物学的製剤
 - エ 医療用ガス類その他これに類する医薬品
 - オ 歯科医療用医薬品
 - カ 検査用試薬等の診断用医薬品
 - キ 防疫用薬剤等の公衆衛生用医薬品
 - ク その他業態からみて品目が特定される医薬品
- (5) サンプル卸にあつては、ロッカー等を保管設備にすることで差し支えないものであること。

医薬品保管設備の立体概要図

医薬品保管設備の立体概要図		
かぎのかかる保管設備の立体概要図	冷暗貯蔵設備の立体概要図	
	冷蔵庫を用いる場合は、その型式	
	冷蔵庫(冷凍庫を除く。)の容量	L

(注意事項)

- 1 高さ、幅、奥行を示すこと。(単位 c m)
- 2 かぎのかかる保管設備には、かぎの位置を示すこと。